

役に立つ

消費税実務問答集

消費税は、平成元年4月に導入されてからすでに4半世紀が経過しており、我が国の基幹税として国民の生活の中にも定着し、税収等から見てもその重要性はますます高まっています。

また、近い将来には我が国の消費税にも軽減税率が採用され、そのための仕入税額控除の方式としていわゆるインボイス方式

が導入されることとされており、このことに対応するために現行消費税の取扱いを熟知しておく必要があるものと考えられます。

しかしながら、消費税は課税の対象や仕入税額控除制度等において法人税や所得税とは異なる考え方を要求されるものがあり、また、消費税固有の解釈が必要なもの

もあり、いまだに取扱いに関する質問が多く寄せられています。

そこで本稿では、最近寄せられた質問の中から改正項目に係る疑問点等及び消費税の課税関係に係る疑問点等についてQ&Aの形式で紹介します。

税理士 和氣 光

答2

問2

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

平成28年度の消費税法の改正において、課税事業者が簡易課税制度の適用がない課税期間間における高額特定資産の課税仕入れ等を行った課税期間からが、その内容は次のと

得した場合には、納稅義務の免除について特別規定が適用され、また、簡易課税制度についてもその適用が制限されるなど聞きましたが、具体的にはどのようになるのでしょうか。

この改正規定は、平成28年4月1日以後高額特定資産の仕入れ等について適用されれます。

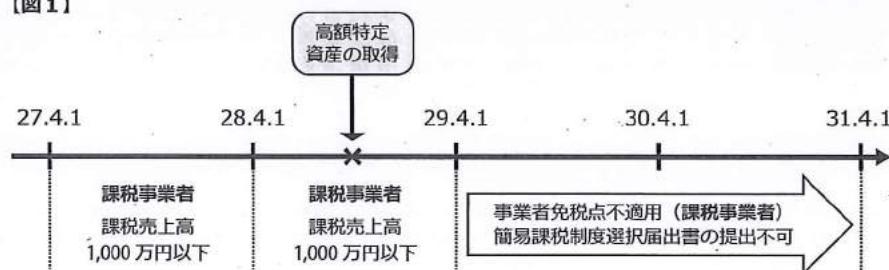
1 高額特定資産の範囲等

高額特定資産とは、固定資産のうち、次に掲げる資産が該当しません。

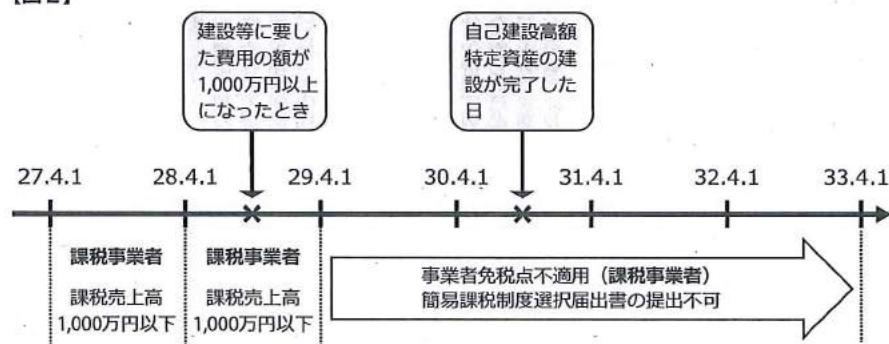
1 高額特定資産の範囲等

この適用除外を図示すると、図1のとおりです。

【図1】



【図2】



改正項目に係る疑問点

2 自己建設資産以外の資産

自己建設資産以外の資産で、その建設等に要した税抜きの課税仕入又は保稅仕業等を行った場合

この適用除外を図示すると、図2のとおりです。

答1 問1 消費税率の引上げ時期の変更等

問1 消費税率の引上げ時期の変更等

消費税率の引上げ時期の変更等

1 消費税率の引上げ

2 消費税率の引上げ

3 消費税率の引上げ

4 消費税率の引上げ

5 消費税率の引上げ

6 消費税率の引上げ

7 消費税率の引上げ

この改正規定は、平成28年4月1日以後高額特定資産の仕入れ等について適用されれます。

1 高額特定資産の範囲等

高額特定資産とは、固定資産のうち、次に掲げる資産が該当しません。

2 自己建設資産以外の資産

自己建設資産以外の資産で、その建設等に要した税抜きの課税仕入又は保稅仕業等を行った場合

この適用除外を図示すると、図2のとおりです。

3 自己建設資産以外の資産

自己建設資産以外の資産で、その建設等に要した税抜きの課税仕入又は保稅仕業等を行った場合

この適用除外を図示すると、図2のとおりです。

次面に続く

